

沖縄県指令農第1117号

沖縄県名護市字安部39番地
名護市東海岸漁業協同組合設立発起人
代表 久志 常春

平成30年8月27日付けで提出のあった、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)第63条第1項に基づく、漁業協同組合の設立認可申請については、次の理由により水協法第64条第1号及び第2号に該当すると認められることから、認可できません。

平成30年11月15日

沖縄県知事 玉城 康裕



- 1 発起人 久志常春氏の漁業日数は95日とされているが、提出された資料は、漁業日数を算出するために必要とされる「この組合又は他の組合の水揚げ切書又は市場の売上伝票等」に値する客観性が認められないため、漁業日数を確認することができない。

久志常春氏以外の発起人22名については、新たに漁業を営もうとする者で、「漁業を営む意思」を有するとしているが、「漁業を営もうとする場合に通常必要と認められる漁船、漁具等の手配、漁業に必要な資金及び資材の調達並びに許可等の申請の状況その他の事情(書面等により確認できるものに限る。)」の規定からして、提出された資料からは「漁業を営む意思」を確認することができず、このことは、発起人23名を除く設立同意者12名についても同様である。

これらのことから、本件設立認可申請において、発起人及び設立の同意を申し出た者とされた全ての者については、それぞれ「組合員(准組合員を除く。)となろうとする者」及び「組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者」とは認められず、これらの者により行われた設立の手続きは、水協法第59条から第63条の規定に違反していること。

- 2 発起人及び設立の同意を申し出た者が営む漁業により得られることとされている漁獲物の水揚げの見込みについては、その漁業実績や漁船・漁具等の準備の状況等の事情からすると実現可能性に乏しく、その水揚げを基とした販売事業及び共同加工事業における事業規模の妥当性に懸念がある。

販売事業及び共同加工事業、加工事業において必要となる移動販売車や加工場、保冷庫等の設備及び施設について、事業計画にある漁獲物等の取扱量からすると、現時点で準備されている施設等はその規模が十分でなく、また今後の整備計画にも具体性がない。

漁業権の行使を前提とした各事業については、既存漁業権者や関係者との調整が行われておらず、設立しようとする組合又はその組合員となろうとする者における、事業の計画検討の際の基礎とされるべき漁業権の免許取得又はその行使の見込みが得られているとはいえない。

出資金は、漁業協同組合の経済活動上重要な資本であり、事業実施のための原資であるが、設立しようとする組合の出資金額は、その計画された事業の規模からして少なく、事業開始時以降増資の計画も確認できない。

これらのことから、事業の目的を達成することが著しく困難であると認められること。

(教示)

- 1 この処分について不服のあるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に県知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。